

薬剤耐性（ＡＭＲ）対策普及啓発活動の表彰に 係る募集要綱

内閣官房
文部科学省
厚生労働省
農林水産省

1. 目的

薬剤耐性（ＡＭＲ）対策の普及啓発活動の取組事例を広く募集し、優良事例を表彰することで、薬剤耐性（ＡＭＲ）対策に係る自発的な活動を喚起奨励し、また、各分野における活動の参考となる事例を示すこと等により、薬剤耐性（ＡＭＲ）対策の全国的な広がりを促進する。

2. 応募対象者

薬剤耐性（ＡＭＲ）対策の普及啓発活動に取り組んでいる個人又は団体

- （１）個人（医師・獣医師等の専門職、その他活動に取り組んでいる者）
- （２）団体（医療機関、ＮＰＯ、患者グループ、教育機関、研究機関、自治体、企業、その他活動に取り組んでいる団体）

3. 応募資格

- （１）活動内容の公表が可能であること。
- （２）国内で行われる普及啓発活動（ネットメディアによる活動を含む。）であること。また、個人については国内に居住し、団体については国内に事務所があること。
- （３）個人、団体を問わず、政府が主催又は共催した普及啓発活動、政府の委託による普及啓発活動を行い、又は行っている者は対象としない。
- （４）自薦だけではなく、他薦も対象とする。なお、他薦の場合は、被推薦者の活動内容公表等の承諾を必要とする。
- （５）複数の者による連携した取組の場合、応募は代表する者からのみとする。

4. 募集する取組

薬剤耐性（AMR）対策の普及啓発活動の取組事例のうち、下記（１）～（３）に該当する取組等。

（１）先進的な取組

（２）多くの国民、他の分野への広がりがある取組

（３）上記以外の取組であって、他の参考となるような特色のある取組

（注）（１）～（３）のいずれも、これまで既に実施されてきた取組だけではなく、最近スタートした取組であって将来が期待されるものも含みうる。

5. 応募の部門

（１）国民部門

国民一人ひとりの普及啓発の取組又は（２）～（４）の横断的な取組

（２）医療部門

患者・医療従事者等への普及啓発の取組

（３）研究・教育部門

研究者・研究機関による普及啓発又は教育関係者・子供等への普及啓発の取組

（４）動物部門

獣医療等関係者への普及啓発の取組

表彰については、「薬剤耐性対策推進国民啓発会議議長賞」、「文部科学大臣賞」、「厚生労働大臣賞」、「農林水産大臣賞」及び「薬剤耐性へらそう！」応援大使賞を交付することにより行うものとし、各大臣賞については、それぞれの大臣が行う政策上の観点から適当であると認められるものに対して交付する。その他、「８．審査方法」に記載する審査委員会で適当であると認められるものを表彰する場合がある。

6. スケジュール

（１）募集期間

平成３０年５月２８日（月）～６月２９日（金）

（２）審査結果発表

平成３０年１０月頃（予定）

（３）表彰式

平成３０年１１月頃（予定）

7. 応募方法

募集要綱、応募フォーム（申請書）をダウンロードし、募集要綱を参照の上、

記入した応募フォーム（申請書）を事務局あてに電子メールで送付する。応募フォーム（申請書）の他に、パンフレット等の参考資料の提出も可能とする。

なお、参考資料については、下記の記載事項に注意し、応募フォーム（申請書）と併せて電子メールで提出すること。

- ・参考資料として映像資料等を添付する必要がある場合には、DVD 等を用いて郵送で提出すること。
- ・参考資料（映像資料は除く）は A4 用紙 10 枚以内（両面可）に収めること。
- ・冊子、パンフレットなどは該当箇所のみ（コピー可）提出すること。

《申請書提出先》

第 2 回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰事務局

（内閣官房国際感染症対策調整室）

【申請書及び参考資料（映像資料等を除く）】

E-mail : kanboukansensyou@cas.go.jp

【映像資料等の参考資料】

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館

8. 審査方法

- （1）審査委員会を設置する（委員長：薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議議長 毛利 衛 日本科学未来館館長）。
- （2）応募書類の審査及び聞き取り調査後、審査委員会において別途定める審査基準に基づき選定する。

9. 受賞者の発表

各賞の受賞者には、受賞の旨を事務局から直接連絡する。あわせて、内閣官房のホームページ等に掲載する。

10. 表彰式

平成 30 年 11 月（予定）に、各賞の表彰式を一同に開催する。

11. その他

- （1）応募の際に提出された書類（以下「提出書類」という。）に記載された個人情報、本表彰の実施に関連する用途以外には使用しない。
- （2）提出書類について、後日、担当窓口から内容等の問い合わせを行う場合がある。
- （3）提出書類は返却しない。

- (4) 応募のための一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 優良事例として紹介していくため、受賞者には、広報・PR活動、各種イベント等への協力を依頼する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽又は選定後に表彰事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、表彰を取り消す場合がある。

12. 問い合わせ窓口

内閣官房国際感染症対策調整室 担当：五十嵐、長島、武藏
〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL：03-6257-1310（直通）